

区画整理Q&A

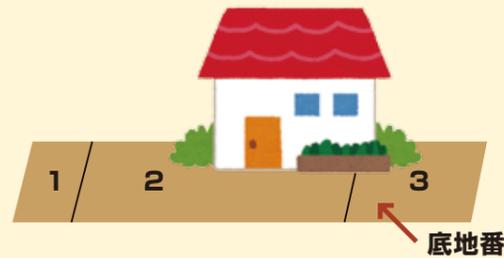
Q. 転入・転居、移転により区画整理区域内に住所を置く場合はどのように決めたらよいですか。

A. 区画整理区域内に新たに住所を置く場合は、建物と重なる底地（仮換地と重なる従前の土地）の地番を使用するのが一般的です。

なお、区画整理事業の工事が完了した段階で換地処分を行い、新しい住所が正式に決定されます。

※ 一般的には建物と重なっている面積が一番多い地番を住所にします。近隣の方と重複する場合があります。

(例) 住所
安城市桜井町さくらい2番地



区画整理進捗状況

平成30年9月末現在

家屋移転率： 92.0%
使用収益開始率： 72.5%
保留地分譲率： 52.6%

区画整理事業では、地区内の土地所有者の方々から少しずつ土地を提供していただき、道路や公園などの整備を行うほか、保留地(宅地)を整備し希望者に分譲しています。

工事費や移転補償費など事業進捗のための整備費用は、国や県からの補助金や市費のほか保留地を分譲した収入などを財源としています。

桜井現地事務所を開設しています

毎週月曜日（祝日、年末年始は除く）は、区画整理課職員が現地事務所でお待ちしています。予約は不要です。区画整理事業に関するご質問・ご相談等がありましたら、お気軽にお越しください。（担当職員は当番制となります。）

※開設日時以外でのご相談については予約制となります。ご希望の方は事前に市役所内区画整理課にご連絡ください。

開設日時：毎週月曜日（祝日、年末年始を除く）
午後1時～3時

所在地：安城市桜井町貝戸尻28番地

電話：(0566)99-4361 ※上記開設日時のみ。



桜井 区画整理ニュース

vol.45
2018年10月



自転車走行空間が整備されました

平成30年6月下旬、桜井駅前線の自転車走行空間の整備が完了しました。

歩行者通行区分と自転車通行区分を明確にすることで、安心安全なまちづくりを目指しています。

なお、今年度は南安城桜井線の一部に自転車走行空間を整備していく予定です。



あこがれタウン
さくらい
21世紀の安城市の拠点づくり

安城市

問い合わせ・資料請求先

安城市役所 都市整備部 区画整理課
TEL (0566) 76-1111 (代表)
TEL (0566) 71-2261 (直通)



幸せつながる健幸都市

安 城

不要になったら、リサイクル!
雑がみとして出してください。

環境にやさしい植物油
インキを使用しています。

平成30年度 桜井区画整理区域内情報（上半期）

さくらいケンサチウォーキング

7月21日（土）に『さくらいケンサチウォーキング（夏コース）』を開催しました。午前6時30分にふれあい城西公園に集合し、ラジオ体操をしてから約3kmのコースを歩きました。

今回は、区画整理事業によって整備された桜井駅前線の自転車走行空間や西徳用水上部の緑道などを見ながら歩きました。

11月17日（土）には、秋コースの開催を予定しています。ケンサチを目指して桜井地区を歩いてみませんか？

なお、同日軽トラ市も開催の予定です。たくさんのご参加お待ちしております。



道路築造などの整備を進めています

桜井地区では、権利者の皆様にご協力いただき、集団移転を行いました。約5,000㎡の土地をまとめて整備することで、区画整理事業に伴う施工期間を短縮することができます。



凡例	
	ウォーキングコース
	公園予定地
	主要交差点
工事予定地	
	道路・排水路築造
	舗装予定
	整地予定
	自転車走行空間整備

道幅が広がりました

事業により道路幅員が4mから18mに。工事箇所周辺の皆様には、工事期間中ご理解ご協力をいただきありがとうございます。



整備前



整備後